

第3期旭市子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

～子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”～

骨子案

【令和6年7月時点】

旭 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の法的根拠	4
第3節 計画の対象	4
第4節 計画の位置づけ	4
第5節 計画の期間	5
第6節 計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	9
第1節 統計で見る本市の状況	9
第2節 市内の幼稚園・保育所等の状況	20
第3節 アンケート調査結果からみる子育ての現状	22
第3章 計画の基本的な考え方	37
第1節 基本理念	37
第2節 基本的視点	37
第3節 基本目標	37
第4節 施策の体系	38
第4章 施策の展開	39
第5章 子ども・子育て支援事業計画の展開	39

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成29年では1.43、令和4年では1.26と減少傾向が続いています。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

本市においては、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めるとともに、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、平成27年3月に「旭市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実など、総合的な子育て支援に関連する施策を展開し、各種事業の推進に努めてきましたが、本市の令和4年の合計特殊出生率は1.18に減少しています。

国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足し、子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととされました。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、本市では、「第2期旭市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るために、「第3期旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の法的根拠

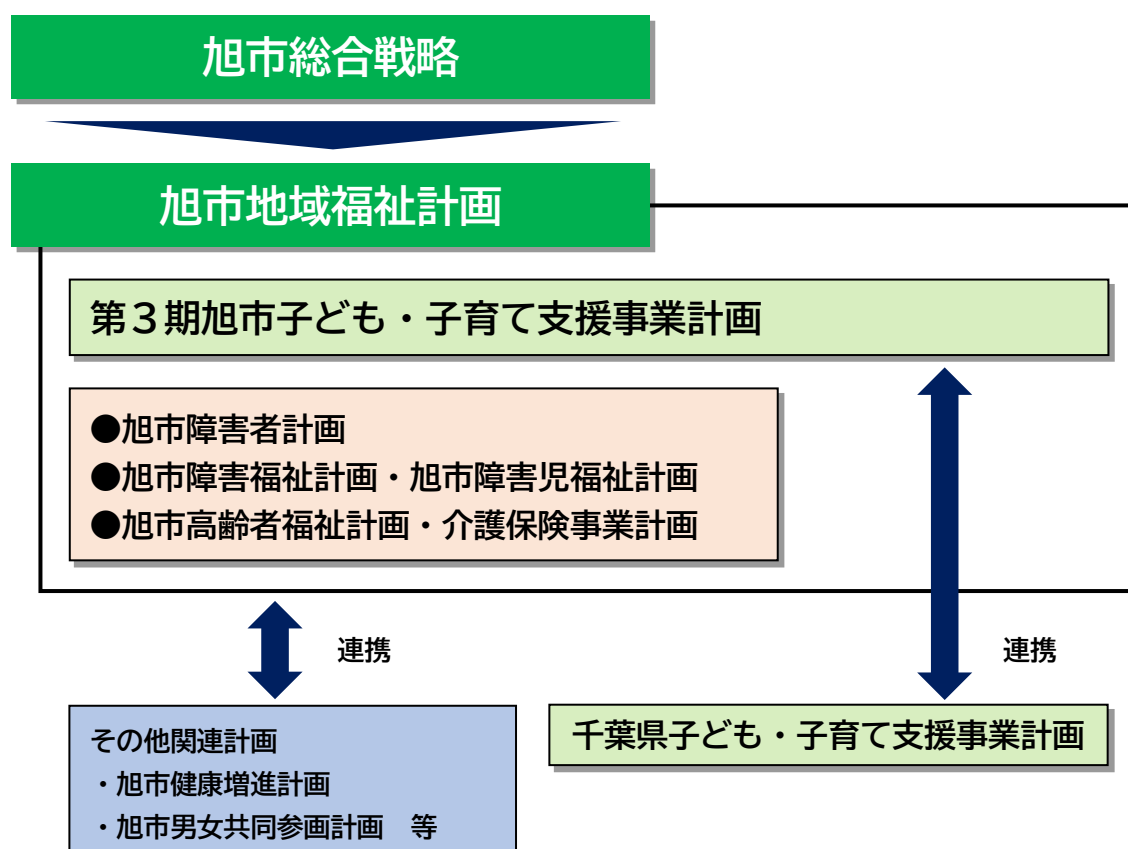
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

第3節 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、学校、地域、企業等すべての個人、及び団体が対象となります。なお、本計画における「子ども」とは概ね18歳未満とします。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「旭市総合戦略」をはじめ、福祉部門の上位計画である「旭市地域福祉計画」や、関連する「旭市障害者計画」、「旭市障害福祉計画・旭市障害児福祉計画」等との整合性を図り策定しました。



第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期 旭市子ども・子育て支援事業計画					第3期 旭市子ども・子育て支援事業計画				
				計画策定	必要により適宜見直し				

第6節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本計画の策定にあたっては、子育て支援課が事務局を務める「旭市子ども・子育て会議」の中で、委員各位に計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

2. アンケート調査の実施

市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和5年12月12日から令和6年1月17日までの期間にアンケート調査を実施しました。

3. パブリック・コメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの期間でパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計で見る本市の状況

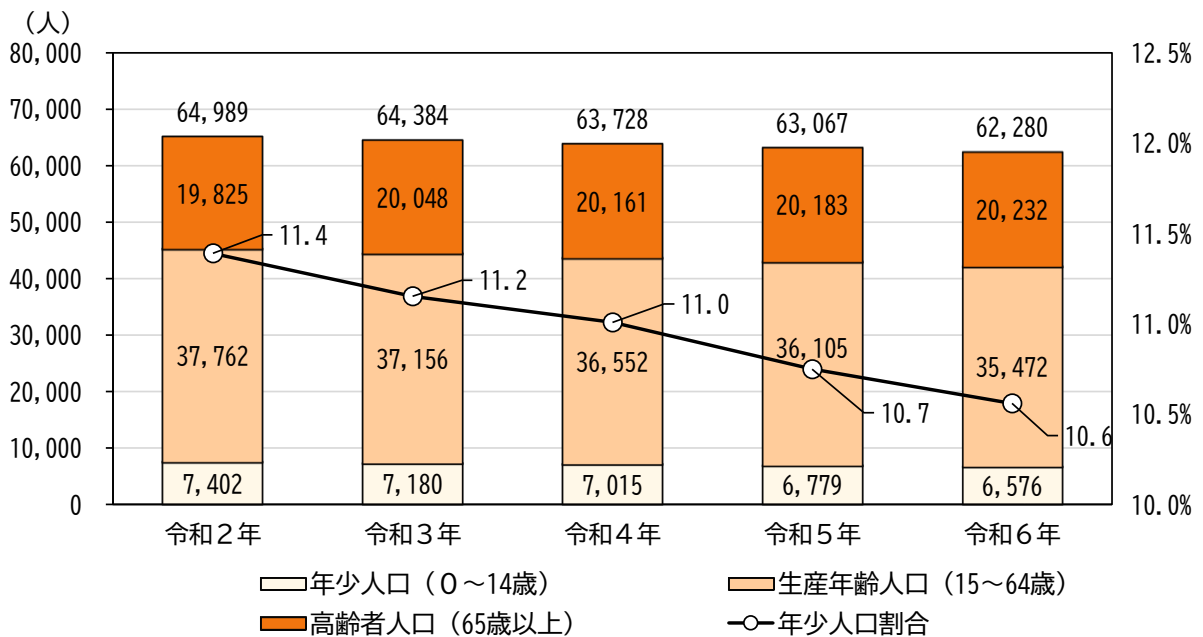
1. 人口の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で62,280人と、令和2年の64,989人と比べて2,709人の減少となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向で推移しています。令和6年の年少人口は6,576人と、令和2年の7,402人と比べて826人の減少で、年少人口割合は10.6%となっています。

〈総人口と年齢3区分別人口の推移及び年少人口割合の推移〉

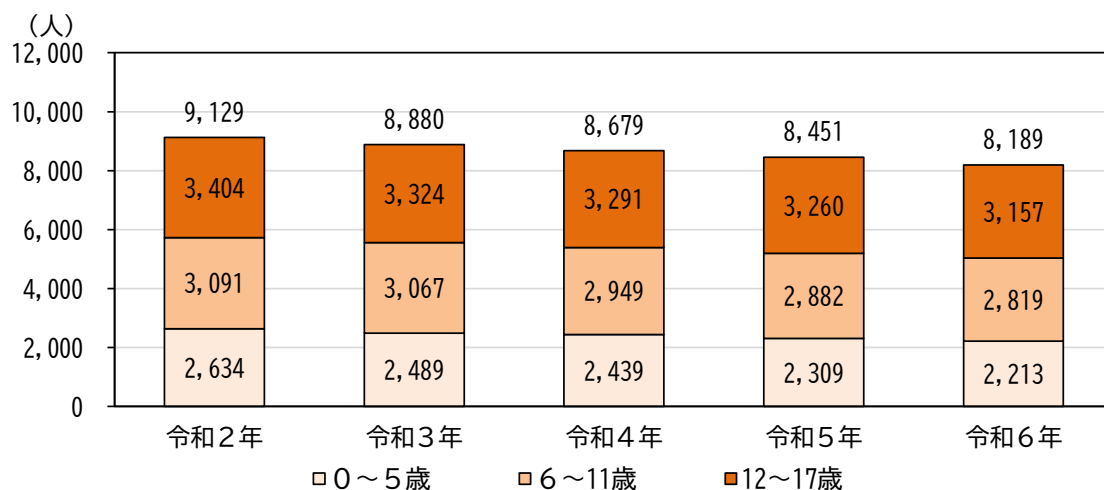


(2) 児童人口の推移

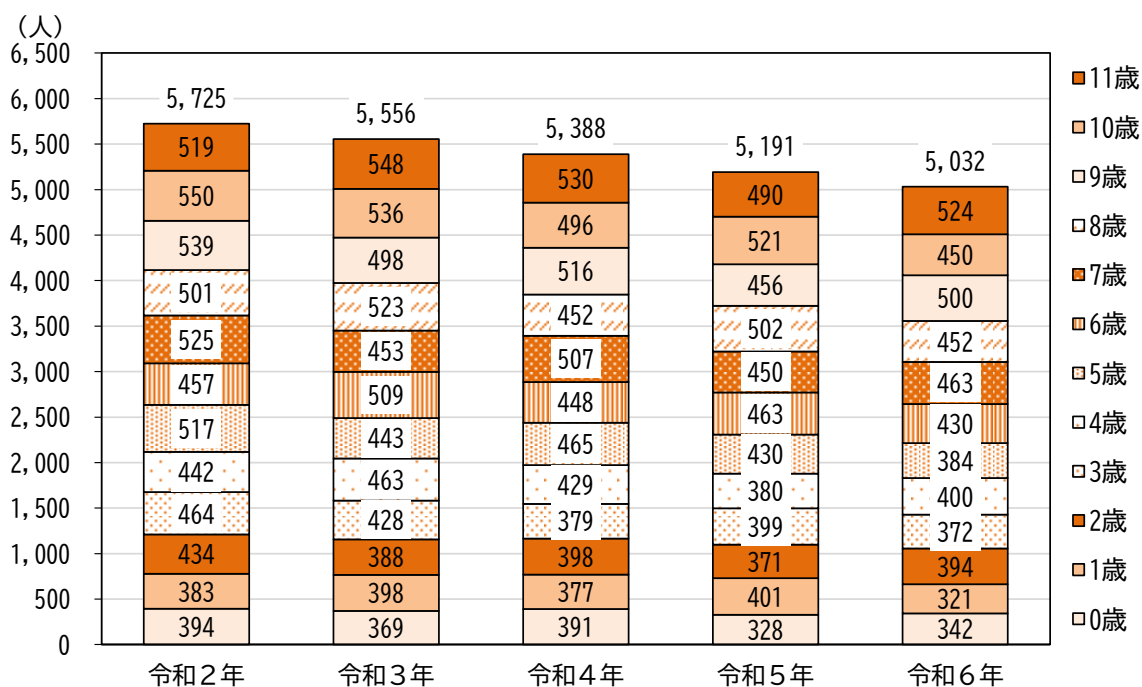
本市の児童人口は、減少傾向で推移し、令和6年で8,189人となっています。令和2年の9,129人と比べて940人の減少となっています。

11歳以下の児童人口（乳幼児及び小学校児童）は、令和6年で5,032人と、令和2年の5,725人と比べて693人の減少となっています。

〈児童人口の推移〉



〈11歳以下の児童人口の推移〉



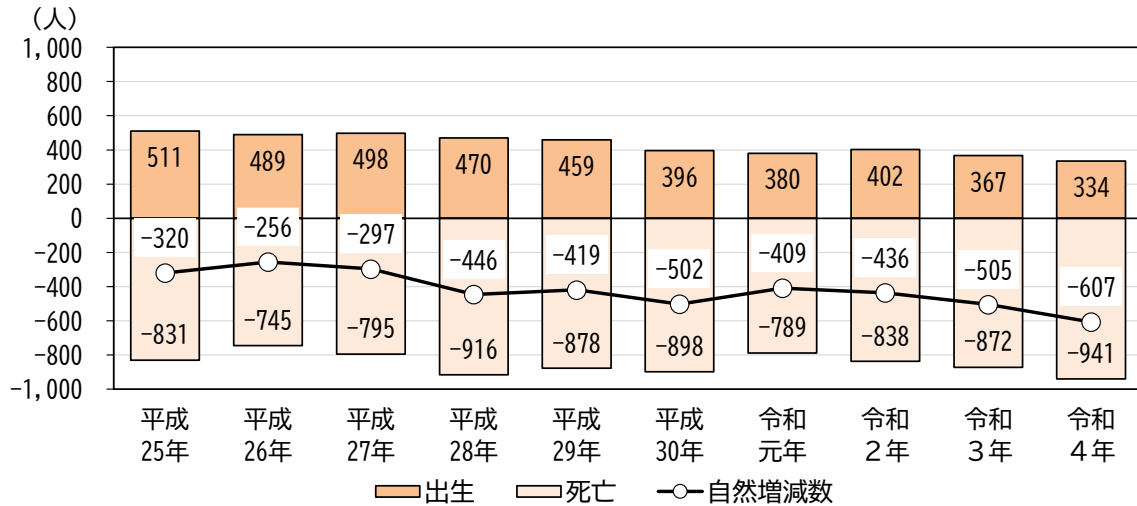
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 自然動態・社会動態の推移

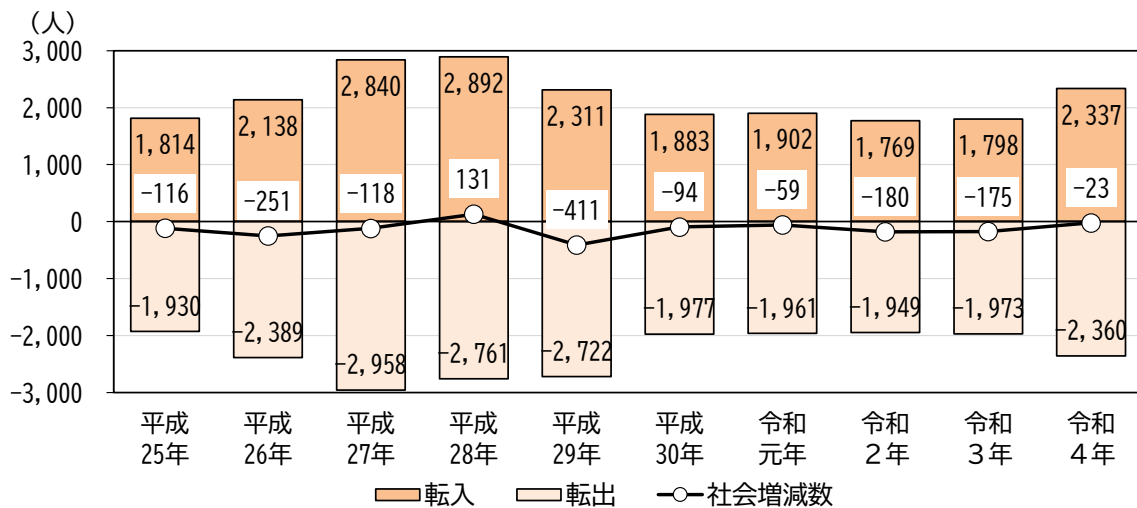
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和4年は607人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成28年を除き、マイナスとなっており、令和4年は23人のマイナスとなっています。

〈自然動態の推移〉



〈社会動態の推移〉



資料：千葉県常住人口調査

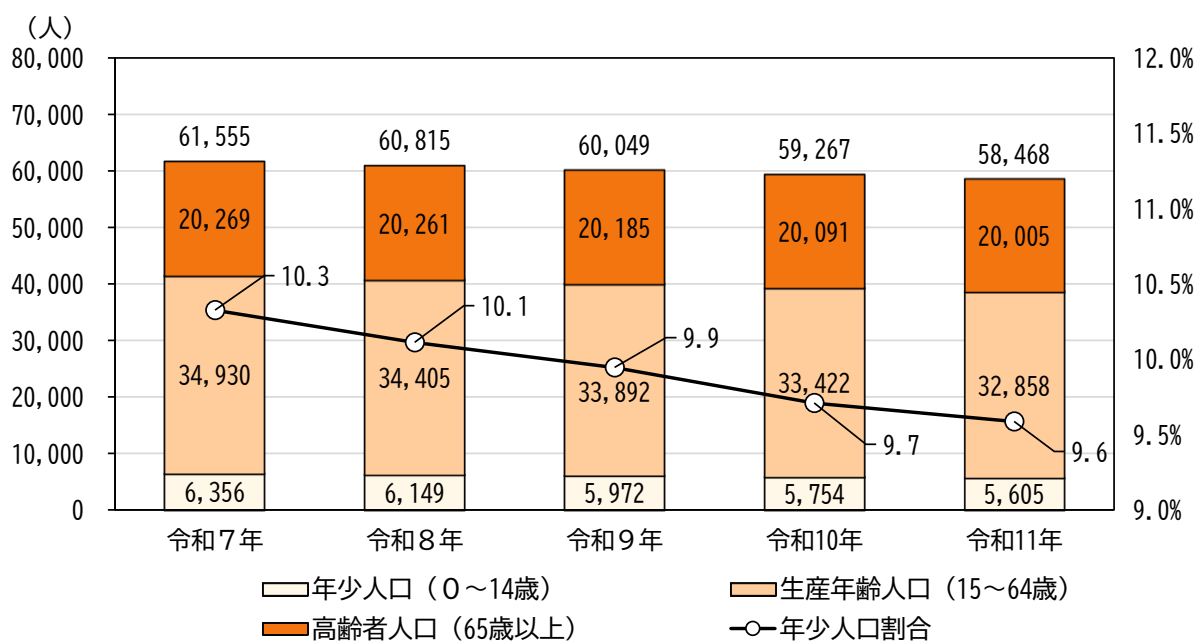
2. 人口の推計

(1) 計画期間における総人口と年齢3区分別人口の推計

住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法によって将来人口の推計を行った結果、本市の人口は年々減少を続け、令和11年の総人口は58,468人と予測されます。

年齢3区分別の人口推計をみると、これまで増加傾向で推移していた高齢者人口は令和7年以降、減少に転じて推移していくことが予測されます。また、今後も生産年齢人口及び年少人口は減少傾向での推移が予測され、令和11年の年少人口は5,605人と、総人口に占める年少人口の割合は9.6%と予測されます。

〈総人口と年齢3区分別人口の推計及び年少人口割合の推計〉



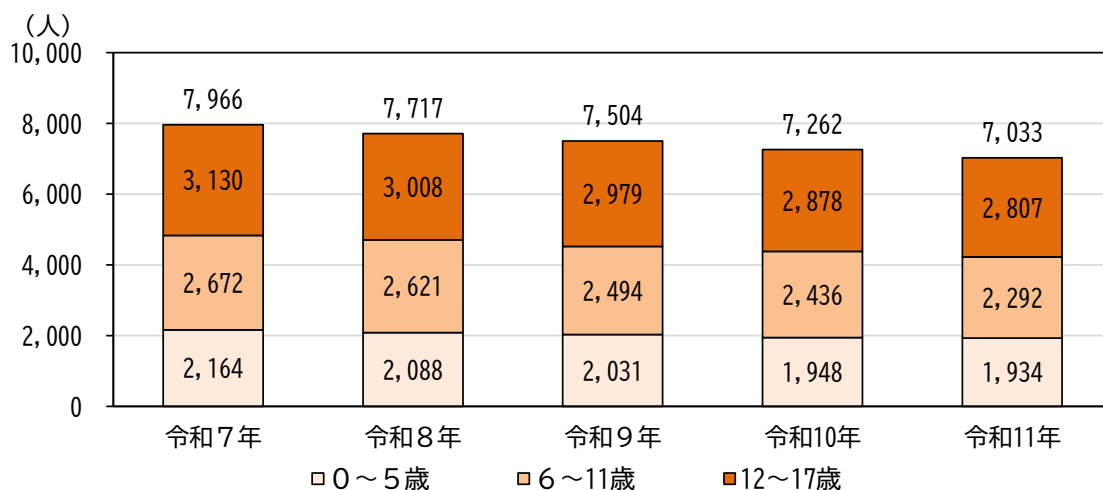
資料：各年4月1日現在（コーホート変化率法による推計値）

(2) 児童人口の推計

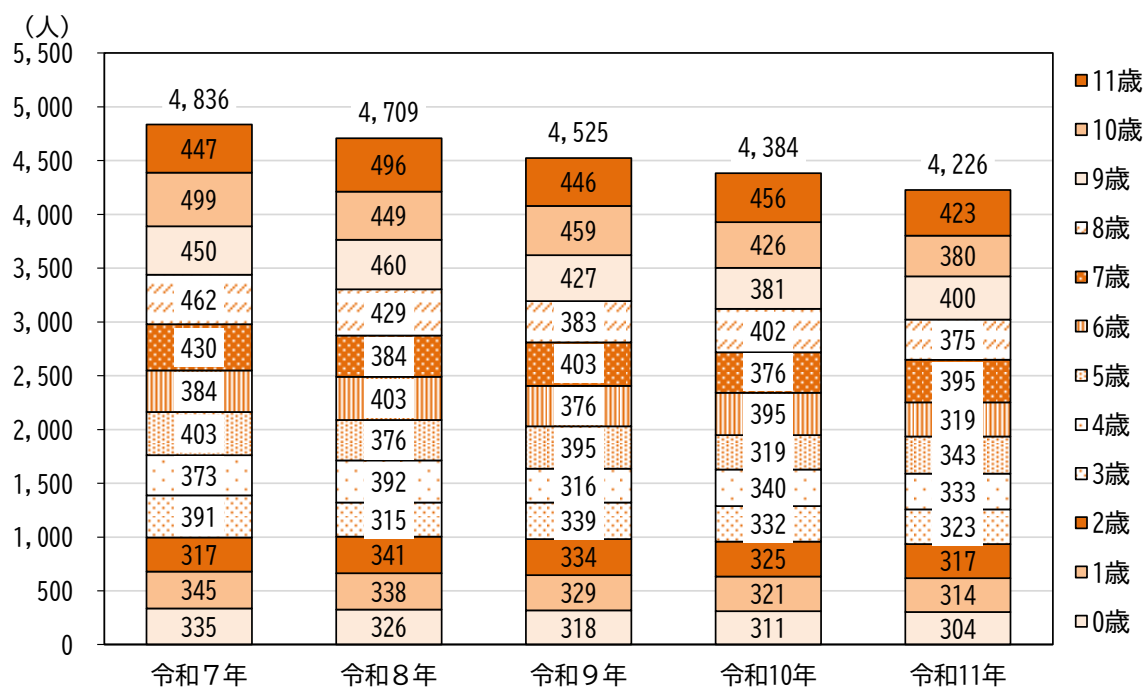
推計児童人口については、令和11年には0～5歳が1,934人、6～11歳が2,292人、12～17歳が2,807人になると予測されます。

11歳以下の推計児童人口（乳幼児及び小学校児童）は、令和11年には4,226人と予測されます。

〈児童人口の推計〉



〈11歳以下の児童人口の推計〉



資料：各年4月1日現在（コーホート変化率法による推計値）

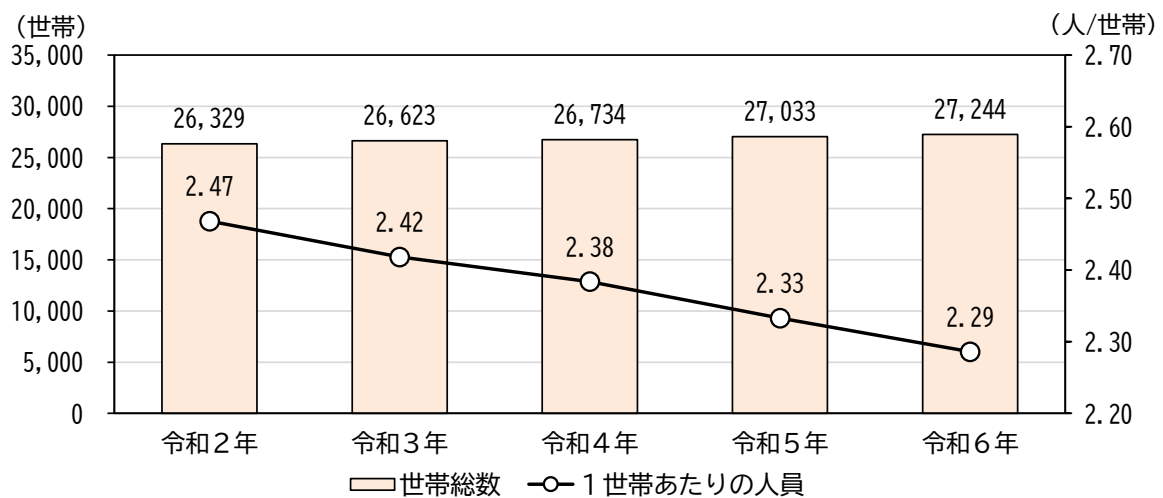
3. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で 27,244 世帯となっています。令和2年の 26,329 世帯と比べて 915 世帯の増加となっています。

1 世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、令和6年は 2.29 人となっています。

〈世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移〉



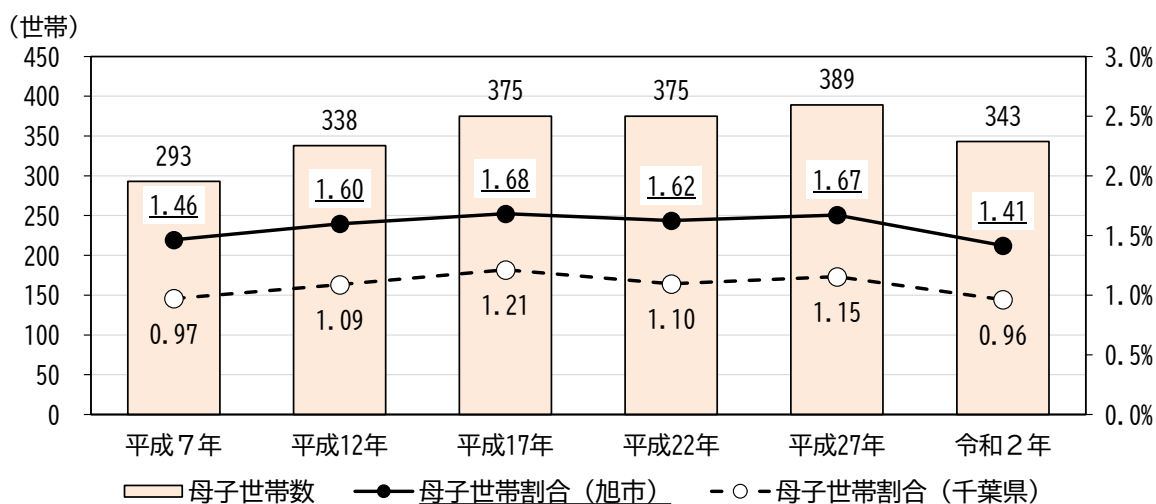
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 母子世帯数・父子世帯数の推移

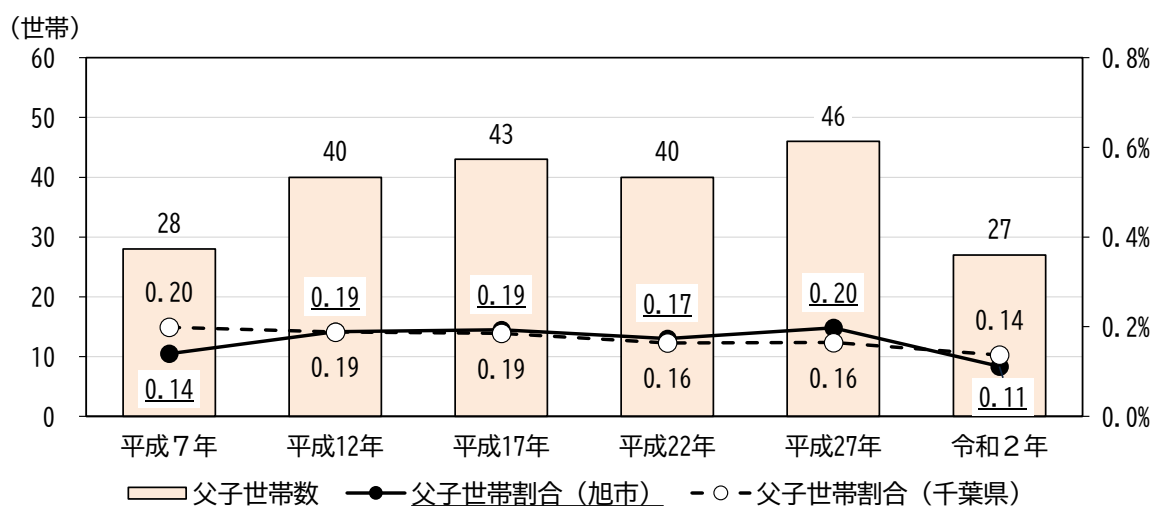
本市の母子世帯数は、令和2年で343世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.41%となっています。平成7年以降、千葉県を上回る割合で推移しています。

本市の父子世帯数は、令和2年で27世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.11%となっています。平成7年以降、千葉県の父子世帯の割合と同様の数値で推移しています。

〈母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合〉



〈父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合〉



単位：世帯

一般世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
旭市	20,025	21,156	22,301	23,090	23,273	24,246
千葉県	2,008,600	2,164,117	2,304,321	2,512,441	2,604,839	2,767,661

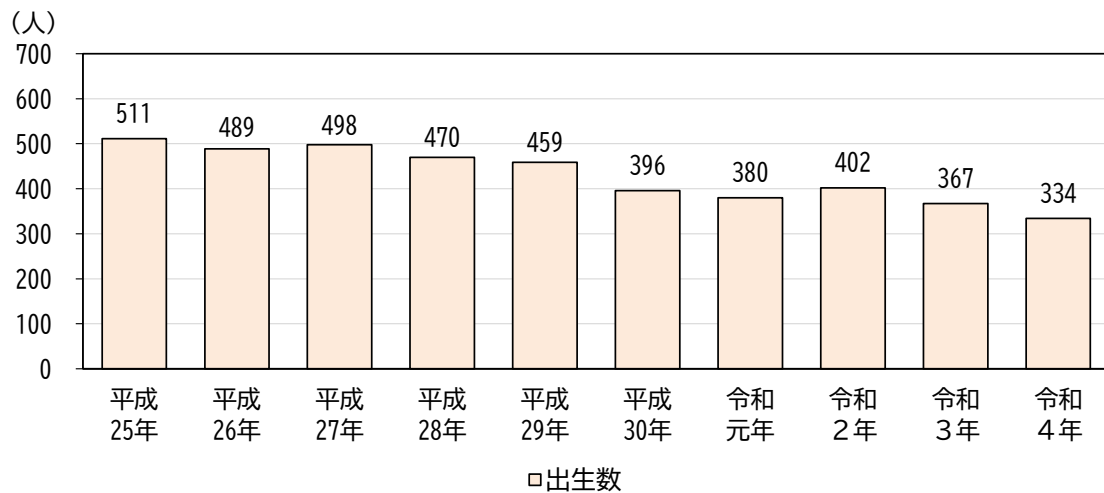
資料：国勢調査

4. 出生の状況

(1) 出生数の推移

本市の出生数は、増加と減少を繰り返しながら推移しているものの、総体的には減少傾向で推移しており、令和4年は334人となっています。

〈出生数の推移〉

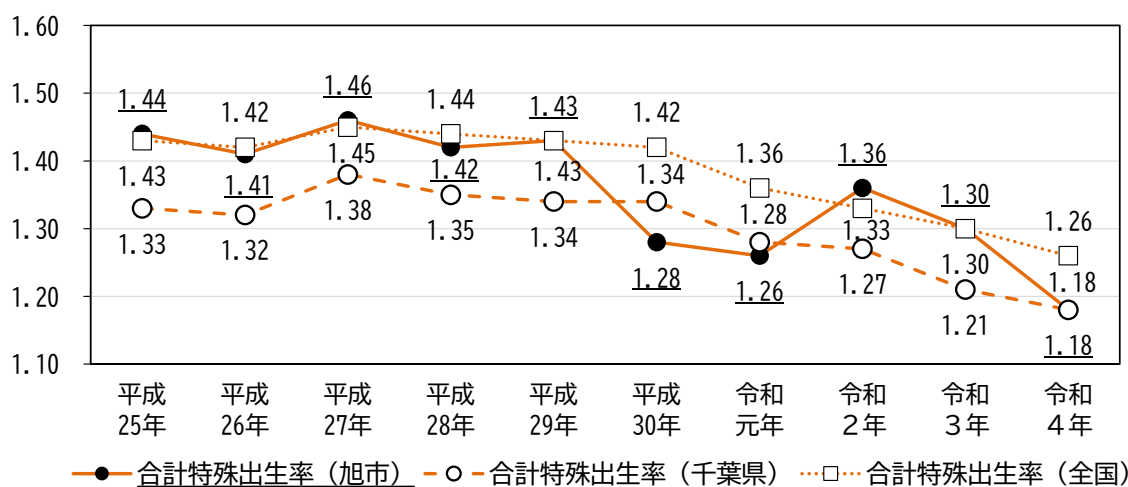


資料：千葉県常住人口調査

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和4年では、本市と千葉県がともに1.18、全国が1.26となっています。直近3か年の状況をみると、減少傾向で推移しています。

〈合計特殊出生率の推移〉



資料：千葉県衛生統計年報

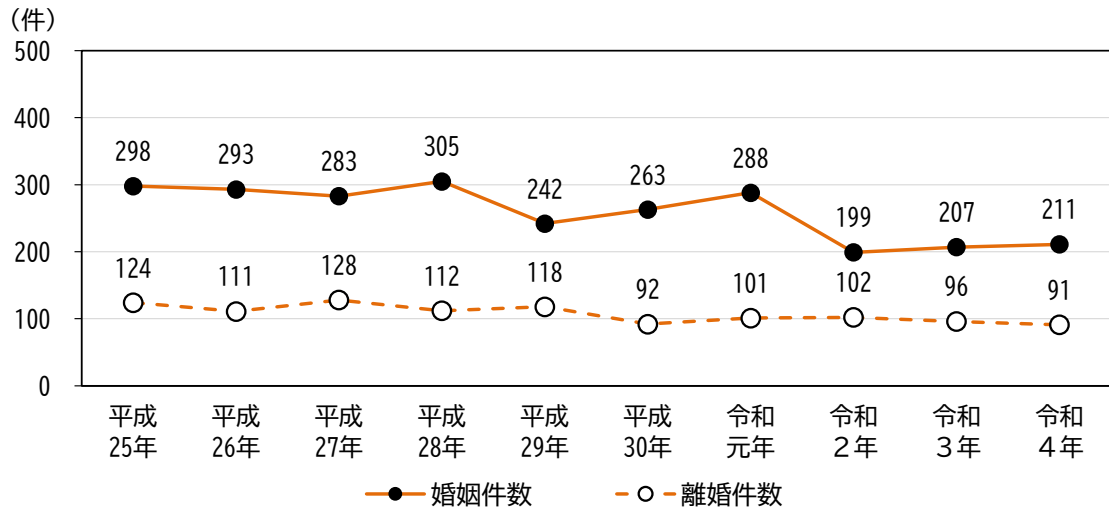
5. 婚姻の現状

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、令和4年で211件となっています。10年前の平成25年の298件と比べて87件の減少となっています。

本市の離婚件数は、横ばいで推移し、令和4年で91件となっています。

〈婚姻件数・離婚件数の推移〉



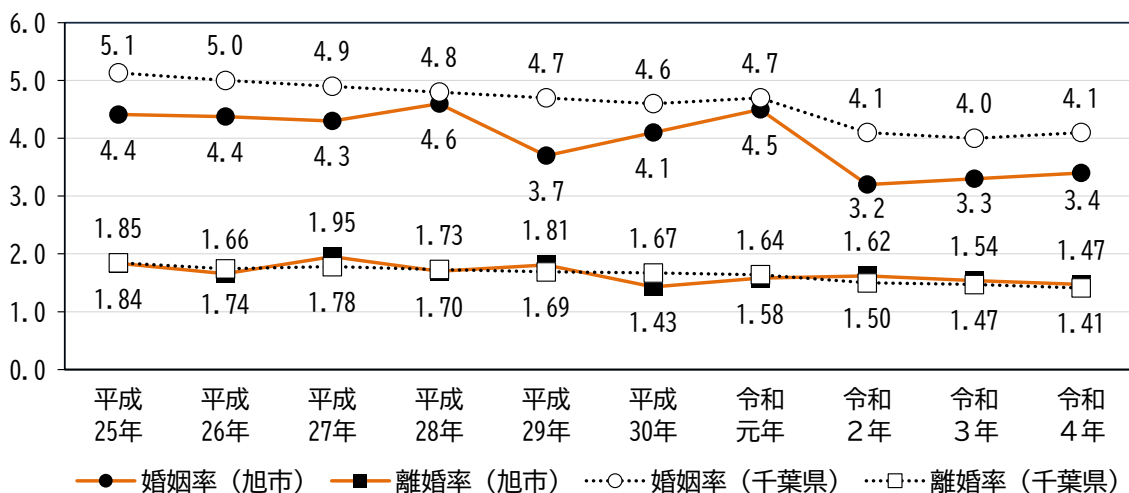
資料：千葉県衛生統計年報

(2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、千葉県を下回る数値で推移し、令和4年は3.4となっています。

本市の離婚率は、千葉県と同様の数値で推移し、令和4年は1.47となっています。

〈人口千対の婚姻率・離婚率の推移〉



資料：千葉県衛生統計年報

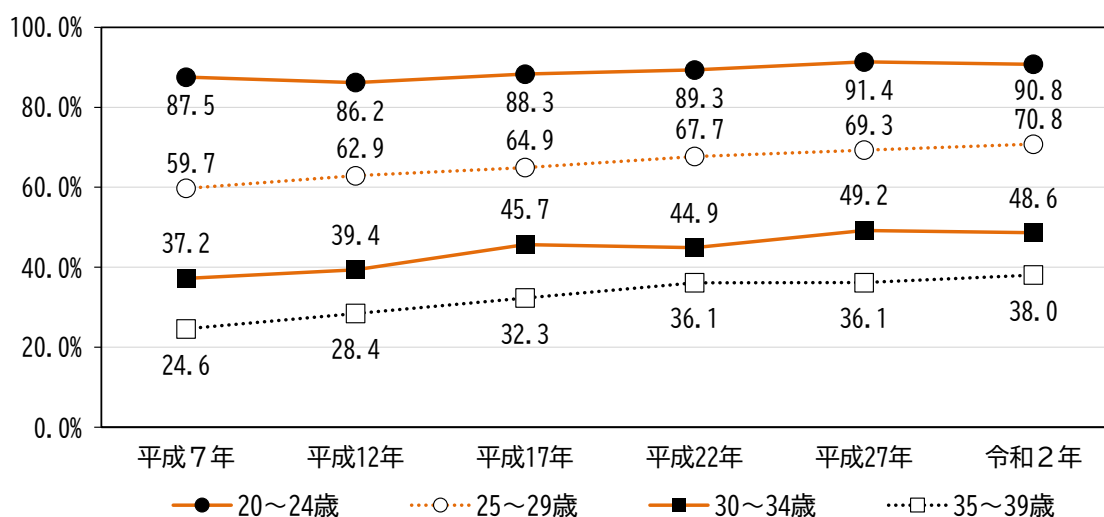
(3) 未婚率の推移

本市の男性の未婚率は、平成7年と比べて、すべての年齢階級で増加しており、20～24歳で3.3ポイント、25～29歳で11.1ポイント、30～34歳で11.4ポイント、35～39歳で13.4ポイントの増加となっています。

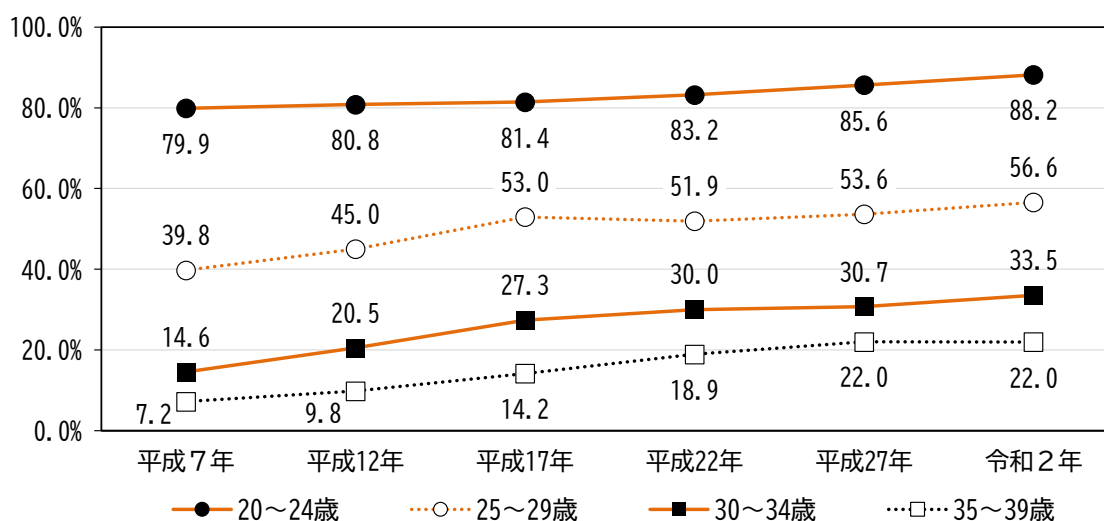
本市の女性の未婚率は、平成7年と比べて、男性の未婚率と同様にすべての年齢階級で増加しており、20～24歳で8.3ポイント、25～29歳で16.8ポイント、30～34歳で18.9ポイント、35～39歳で14.8ポイントの増加となっています。

特に30～34歳、35～39歳の増加率が大きく、依然として、非婚化、晩婚化の傾向が続いています。

〈5歳階級別の未婚率の推移【男性】〉



〈5歳階級別の未婚率の推移【女性】〉



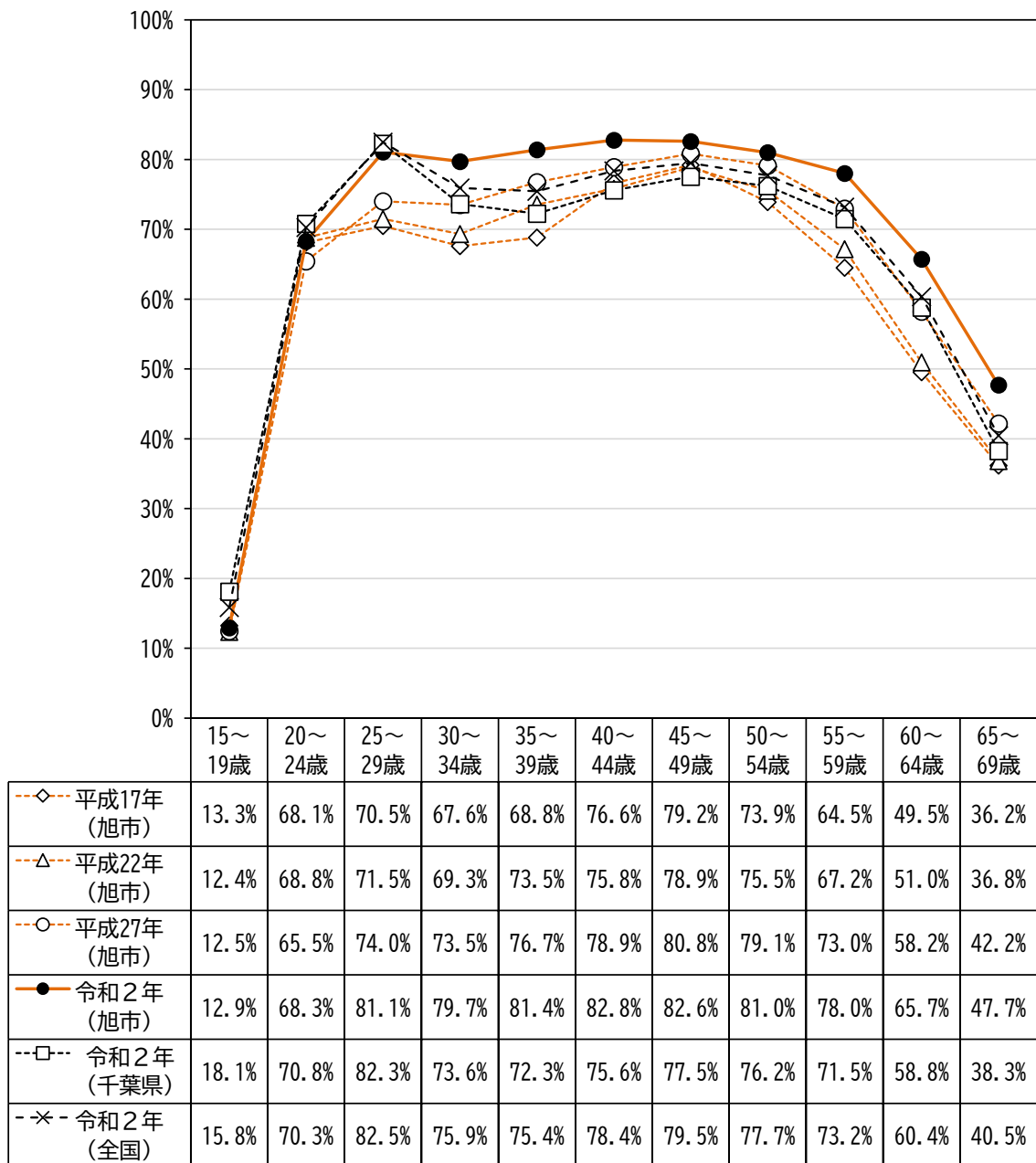
資料：国勢調査

6. 女性就業率の状況

我が国の女性就業率は、出産・子育て期に当たる年代に離職することで一旦低下し、育児が落ち着いた時期に就業することで再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いており、これは本市においても同様ですが、平成17年以降、M字の谷の部分の部分が浅くなってきており、改善の傾向が見られます。

令和2年の30歳代の女性就業率は、千葉県、全国の数値を上回っているものの、25～29歳においては、千葉県、全国の数値を下回っています。

〈女性就業率の推移〉



資料：国勢調査

第2節 市内の幼稚園・保育所等の状況

1. 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

本市における幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）は、令和6年5月1日現在で4か所となっています。在園児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は188人となっています。

〈市内の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用状況〉

施設数のうち（）は認定こども園の数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	4 (3)	4 (3)	4 (3)	4 (3)	4 (3)
定員	446	422	407	405	400
在園児童数	236	222	203	203	188
3歳	74	68	55	70	60
4歳	70	82	73	59	70
5歳	92	72	75	74	58

資料：子育て支援課・教育総務課（各年5月1日現在）

2. 保育所・認定こども園（保育所部分）

本市における認可保育所及び認定こども園（保育所部分）は、令和6年4月1日現在で21か所となっています。入所児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は1,540人となっています。

〈市内の保育所・認定こども園（保育所部分）の利用状況〉

施設数のうち（）は認定こども園の数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	21 (3)	21 (3)	21 (3)	21 (3)	21 (3)
定員	2,011	2,020	2,015	2,015	1,724
入所児童数	1,826	1,716	1,653	1,576	1,540
0歳	66	48	68	38	53
1歳	211	234	189	243	197
2歳	332	285	306	266	316
3歳	386	361	327	340	314
4歳	402	391	362	326	335
5歳	429	397	401	363	325

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

3. 小学校

本市における小学校は、令和6年5月1日現在で15校となっています。児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は2,782人となっています。

〈市内の小学校の状況〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	15	15	15	15	15
学 級 数	163	165	167	168	167
児 童 数	3,039	3,022	2,912	2,838	2,782
男	1,564	1,555	1,467	1,424	1,410
女	1,475	1,467	1,445	1,414	1,372
1年生	452	497	447	458	421
2年生	513	453	495	448	461
3年生	489	511	452	492	452
4年生	533	487	506	451	490
5年生	541	533	484	509	448
6年生	511	541	528	480	510

資料：統計あさひ（各年5月1日現在）

4. 中学校

本市における中学校は、令和6年5月1日現在で5校となっています。生徒数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は1,486人となっています。

〈市内の中学校の状況〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	5	5	5	5	5
学 級 数	66	62	66	67	68
生 徒 数	1,633	1,582	1,584	1,537	1,486
男	807	799	837	806	766
女	826	783	747	731	720
1年生	555	502	526	507	457
2年生	523	555	505	524	505
3年生	555	525	553	506	524

資料：統計あさひ（各年5月1日現在）

第3節 アンケート調査結果からみる子育ての現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第3期旭市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象
①就学前児童調査	就学前児童がいる 1,876 世帯
②小学校児童調査	小学生児童がいる 2,171 世帯

※令和5年11月1日現在、旭市に住民票があり、小学生以下のお子さんのいる世帯が対象。

(3) 実施概要

- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和5年12月12日～令和6年1月17日

(4) 回収結果

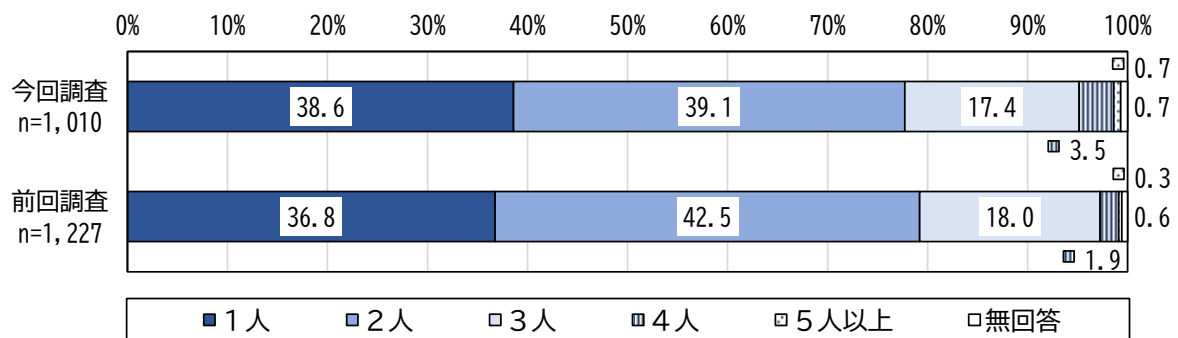
調査区分	配布数	回収数	回収率
①就学前児童調査	1,876 世帯	1,010 世帯	53.8%
②小学校児童調査	2,171 世帯	1,036 世帯	47.7%

2. 就学前児童・小学校児童の調査結果

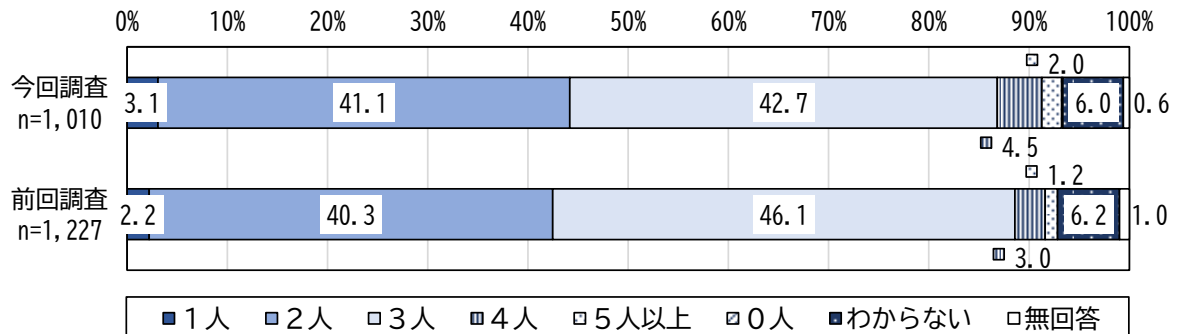
(1) 現在の子どもの数・理想とする子どもの数（就学前児童調査）

現在の子どもの数は、「1人」、「2人」がともに約4割を占めています。一方で、理想とする子どもの数をみると、「2人」、「3人」がともに約4割を占めています。就学前児童では、現時点における比較となるため、現在と理想には乖離が生じていることがうかがえます。

【就学前児童（現在の子どもの数）】



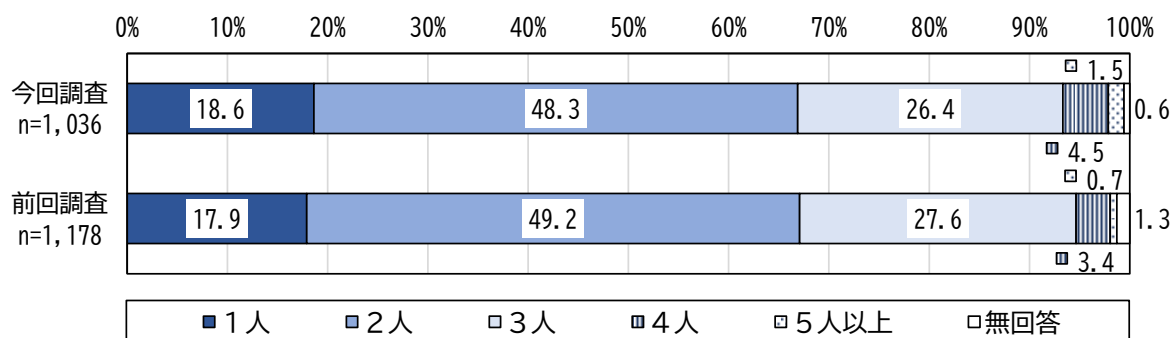
【就学前児童（理想とする子どもの数）】



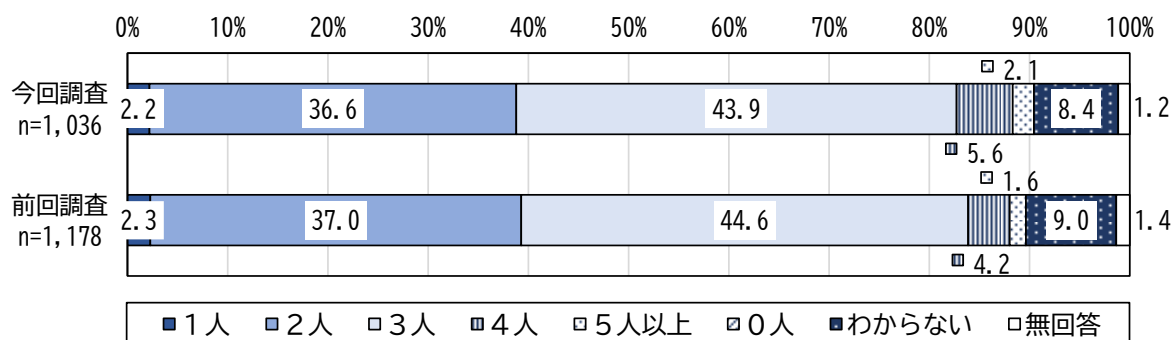
(2) 現在の子どもの数・理想とする子どもの数（小学校児童調査）

現在の子どもの数は、「2人」が約5割を占めています。一方で、理想とする子どもの数をみると、「3人」が最も高い割合を占めています。理想としては「3人」を希望しているものの、現実的には「2人」が多数を占めている状況であることがわかります。

【小学生児童（現在の子どもの数）】



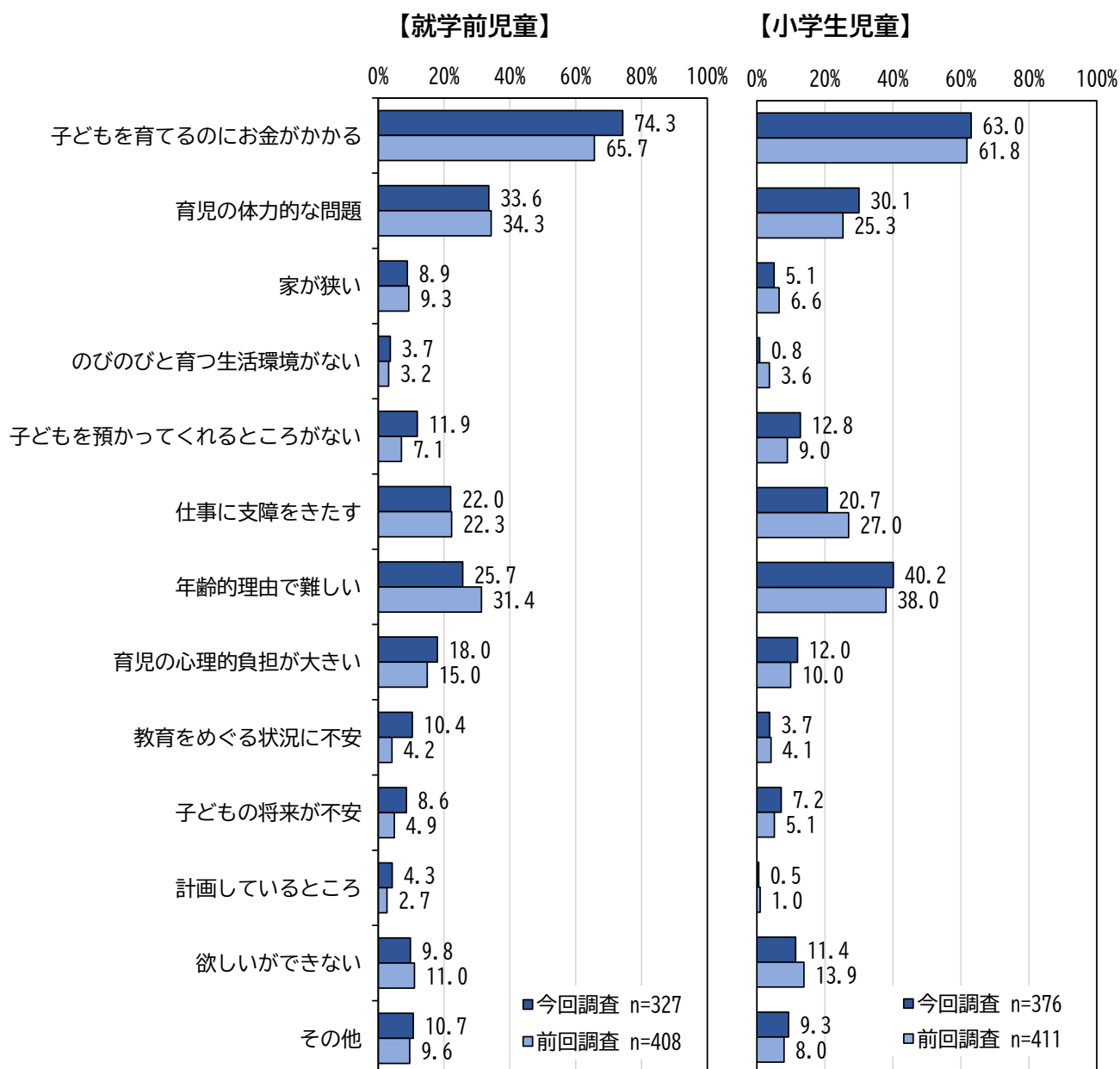
【小学生児童（理想とする子どもの数）】



(3) 理想の子どもの数より少ない理由（就学前児童調査／小学生児童調査）

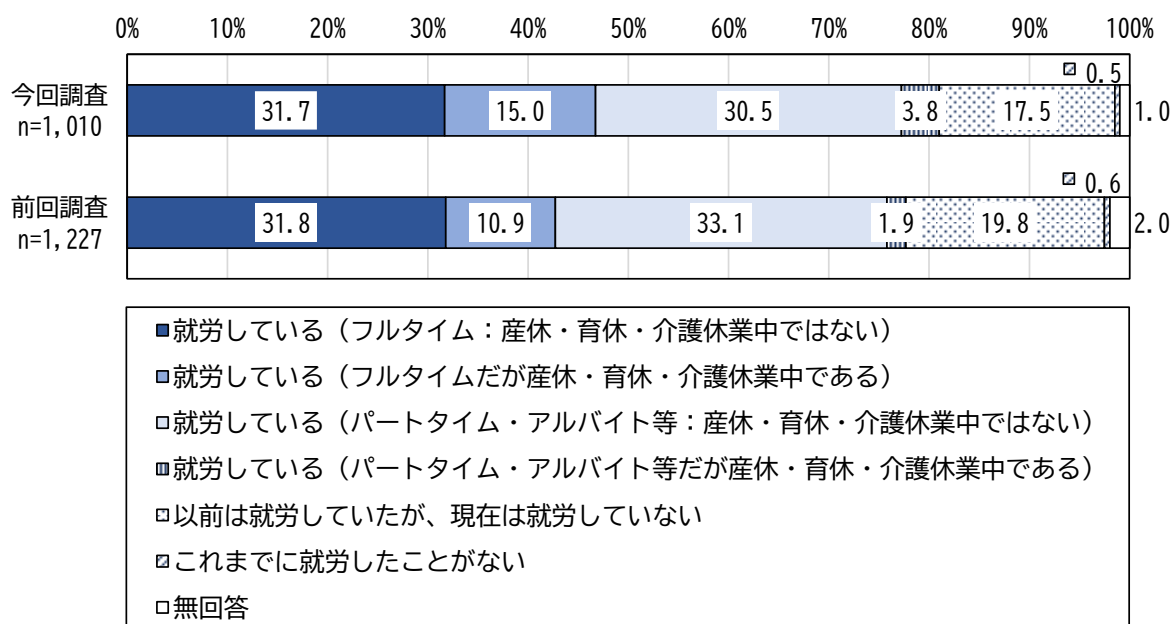
理想の子どもの数より少ない理由は、就学前児童、小学生児童ともに、「子どもを育てるのにお金がかかる」、「育児の体力的な問題」、「年齢的理由で難しい」が上位3位に挙げられています。

就学前児童では、前回調査と比べて「子どもを育てるのにお金がかかる」という割合が増加していることから、昨今の物価上昇や賃金の停滞などが影響していると考えられます。



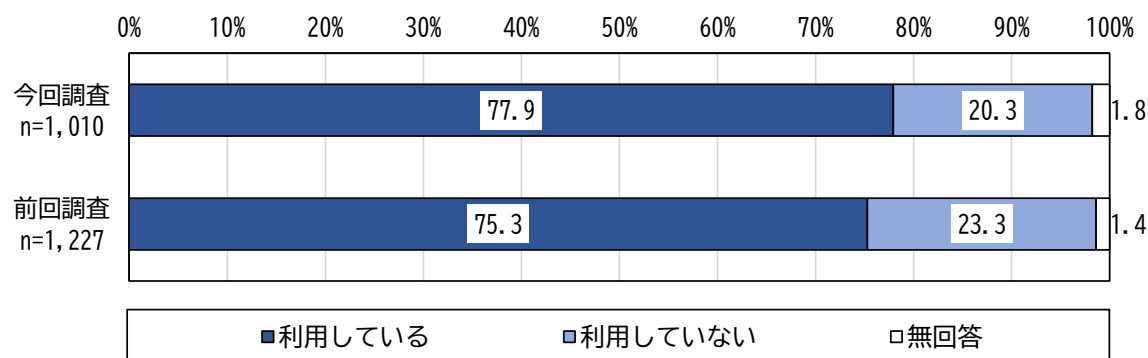
(4) 母親の就労状況（就学前児童調査）

母親の就労状況は、前回調査と比べて“就労している”という割合が増加していることから、共働き世帯の増加がうかがえます。



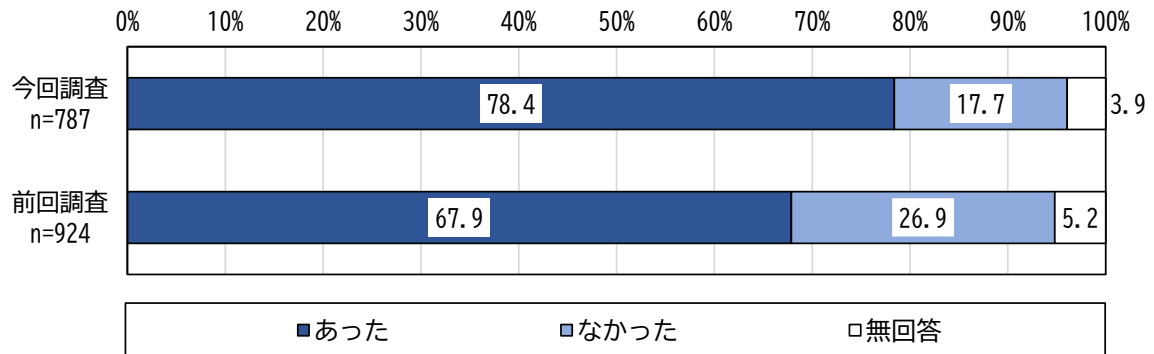
(5) 教育・保育事業の利用状況（就学前児童調査）

教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が約8割を占めています。



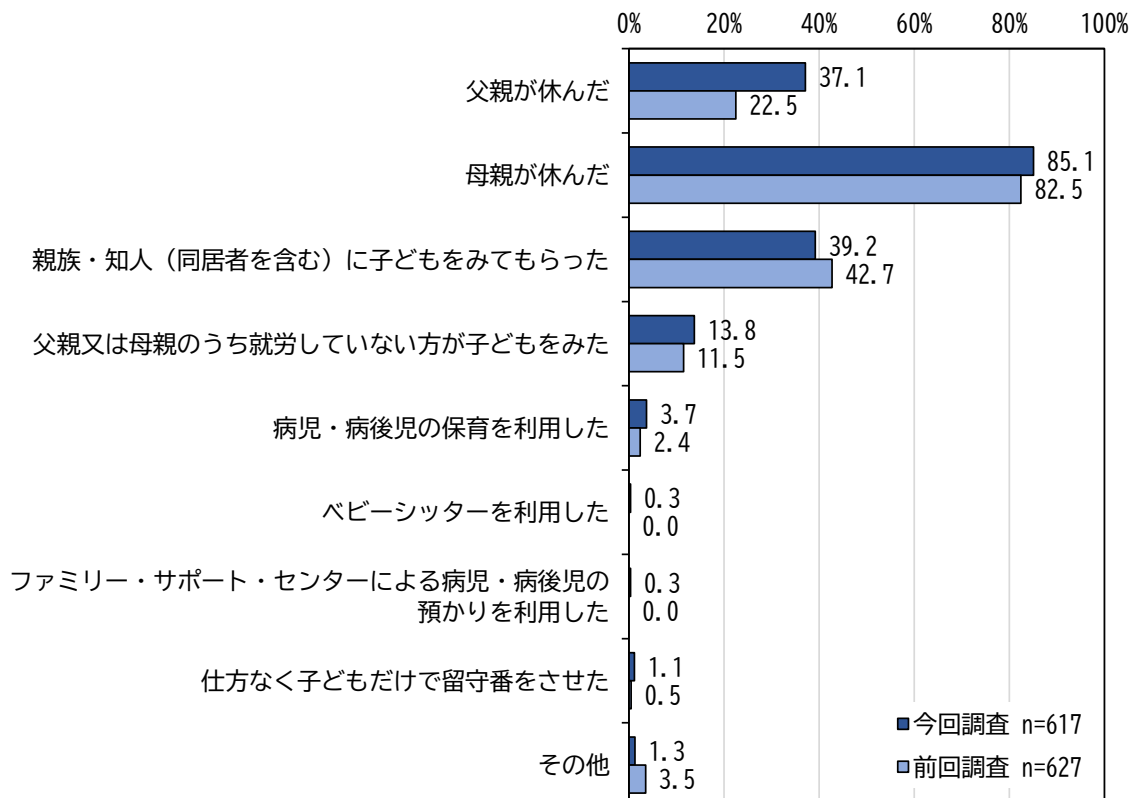
(6) 病気やケガによる教育・保育事業の利用への影響（就学前児童調査）

病気やケガで通常の教育・保育事業を利用できなかったことの有無については、「あった」が約8割と、前回調査と比べて大きく増加しています。



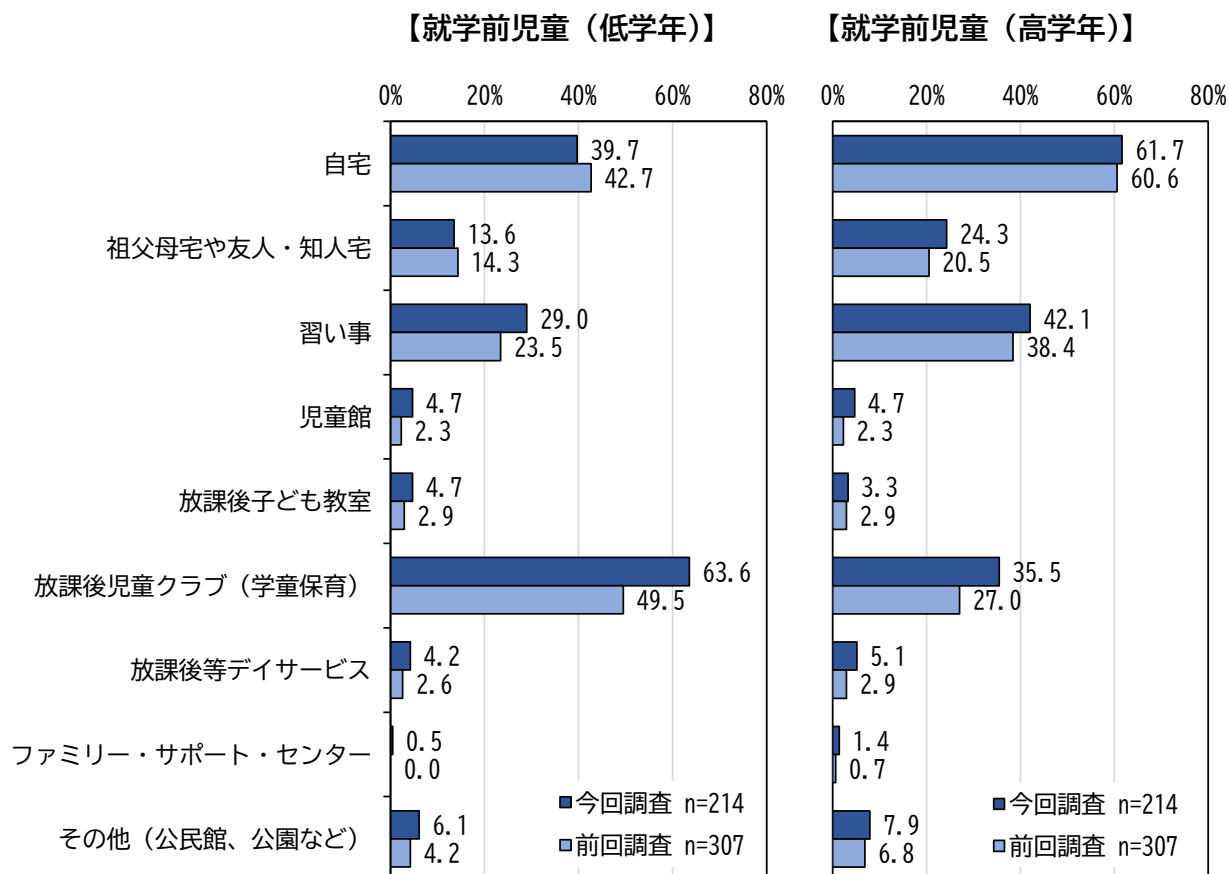
(7) 教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法（就学前児童調査）

教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法は、依然として「母親が休んだ」割合が最も高くなっています。一方で、「父親が休んだ」割合は前回調査と比べて大きく増加しています。この増加は、共働き世帯の増加や昨今の新型コロナウイルス感染症の影響などによるものと考えられます。



(8) 希望する放課後の過ごし方（就学前児童調査）

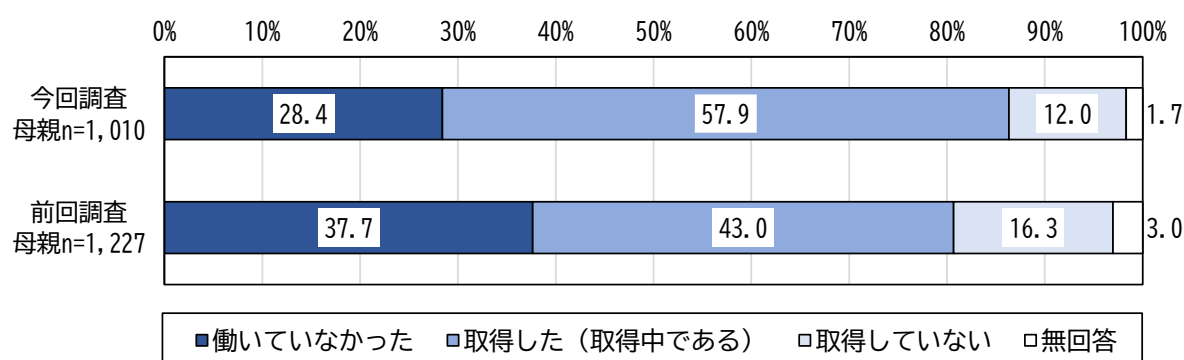
希望する放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ（学童保育）」をみると、低学年が約6割、高学年が約4割となっています。いずれも、前回調査と比べて割合が増加しており、増加の要因としては、就業している母親の増加が影響していると考えられます。



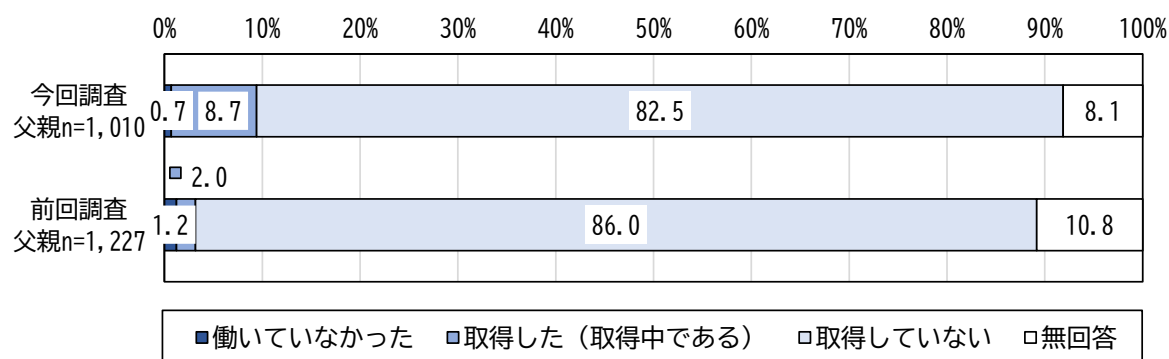
(9) 育児休業の取得状況（就学前児童調査）

育児休業の取得状況は、就学前児童の母親、父親ともに、「取得した（取得中である）」割合が前回調査と比べて増加となっています。母親については、就業を継続しながら出産し、育児休業を取得した人が前回調査より 14.9 ポイント増加し、6 割程度となり、働いていなかった人は 9.3 ポイント減少し、3 割以下となっています。父親については、以前は極めて少数であった育児休業の取得は、今回調査では 1 割程度まで増加しています。これらは、育児休業の取得促進に向けた取組の成果が表れたものと考えられます。

【就学前児童（母親）】



【就学前児童（父親）】

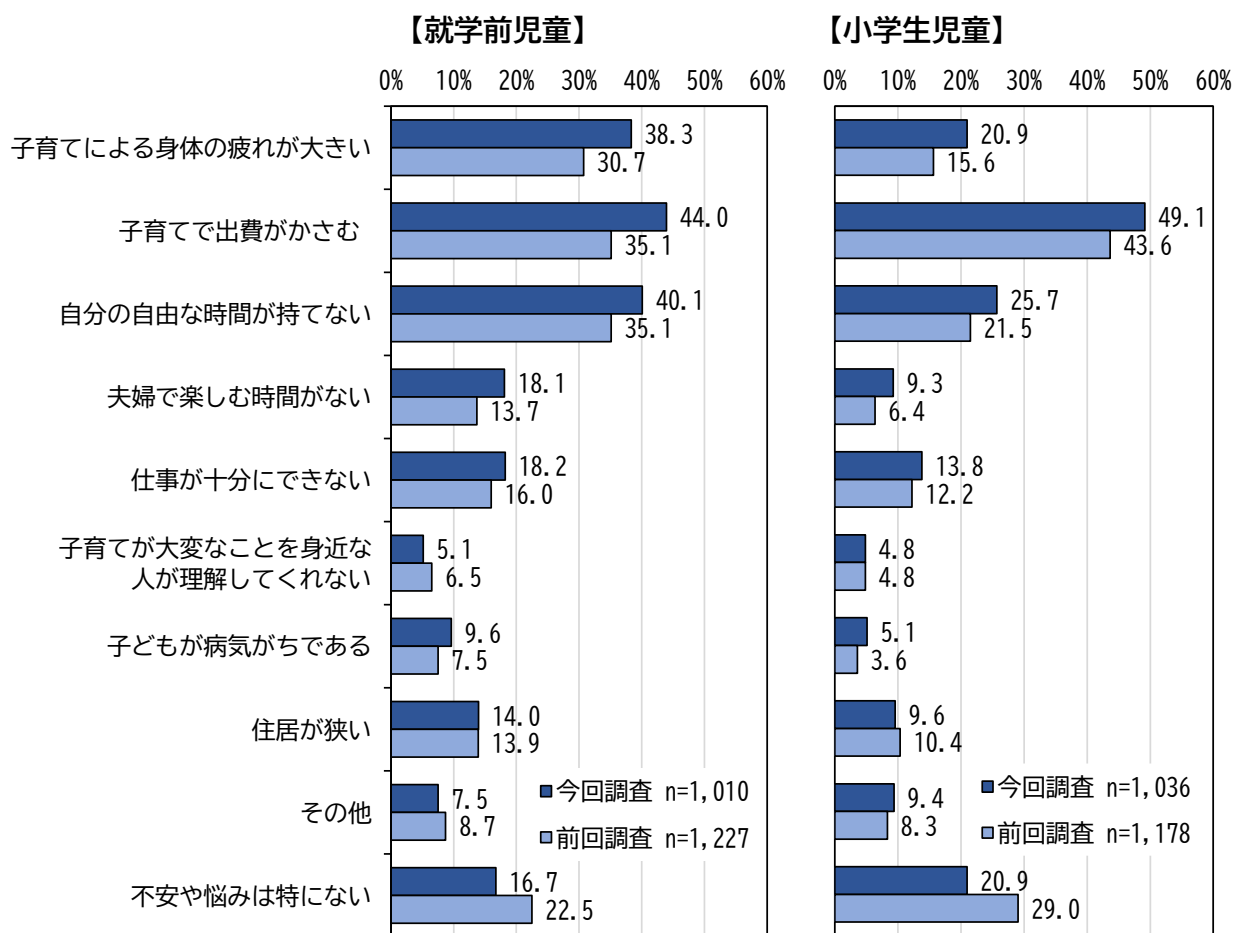


(10) 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

(就学前児童調査／小学生児童調査)

特に不安に思っていることや悩んでいることは、就学前児童、小学生児童ともに、「子育てで出費がかさむ」、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる身体の疲れが大きい」が上位3位に挙げられています。

子育て中の保護者は、経済的負担、時間の制約、身体的な負担に対する不安や悩みを抱えていることがわかります。

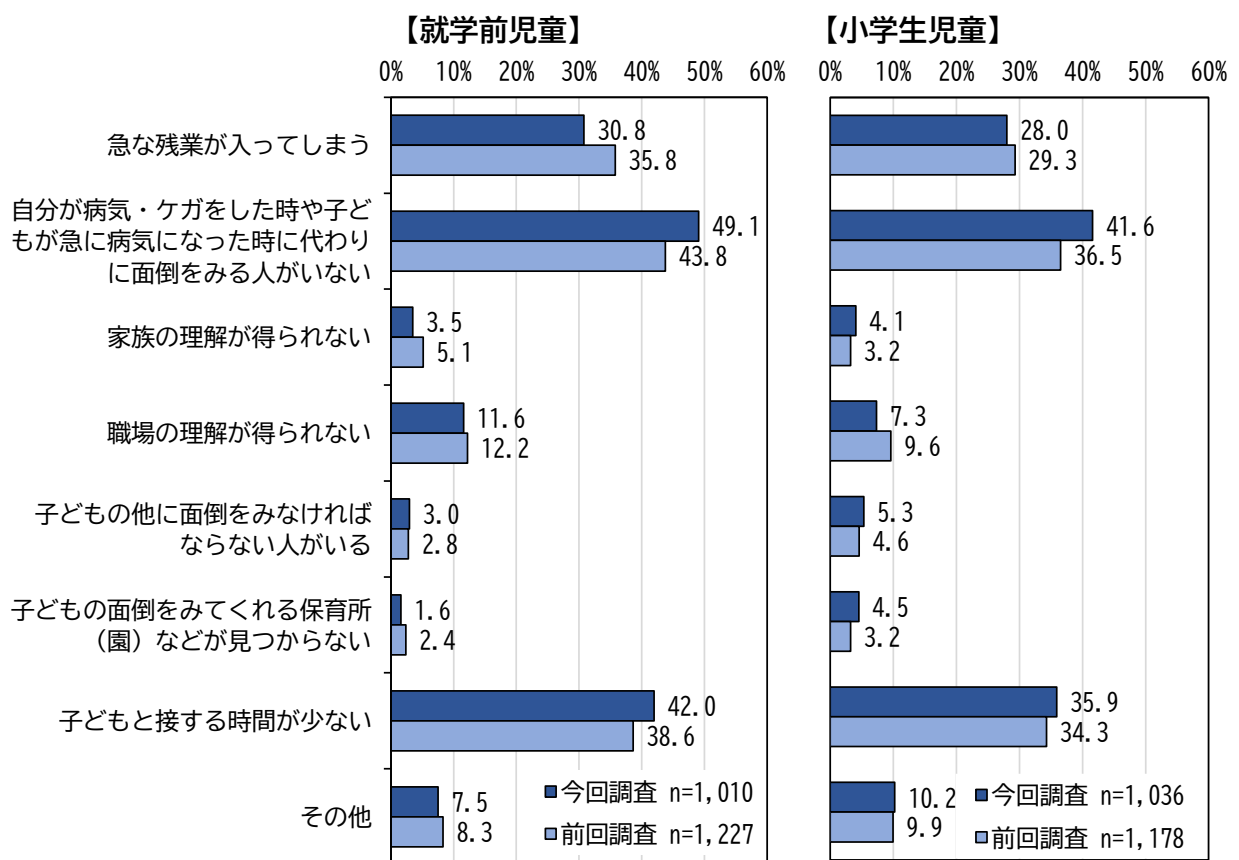


(11) 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

(就学前児童調査／小学生児童調査)

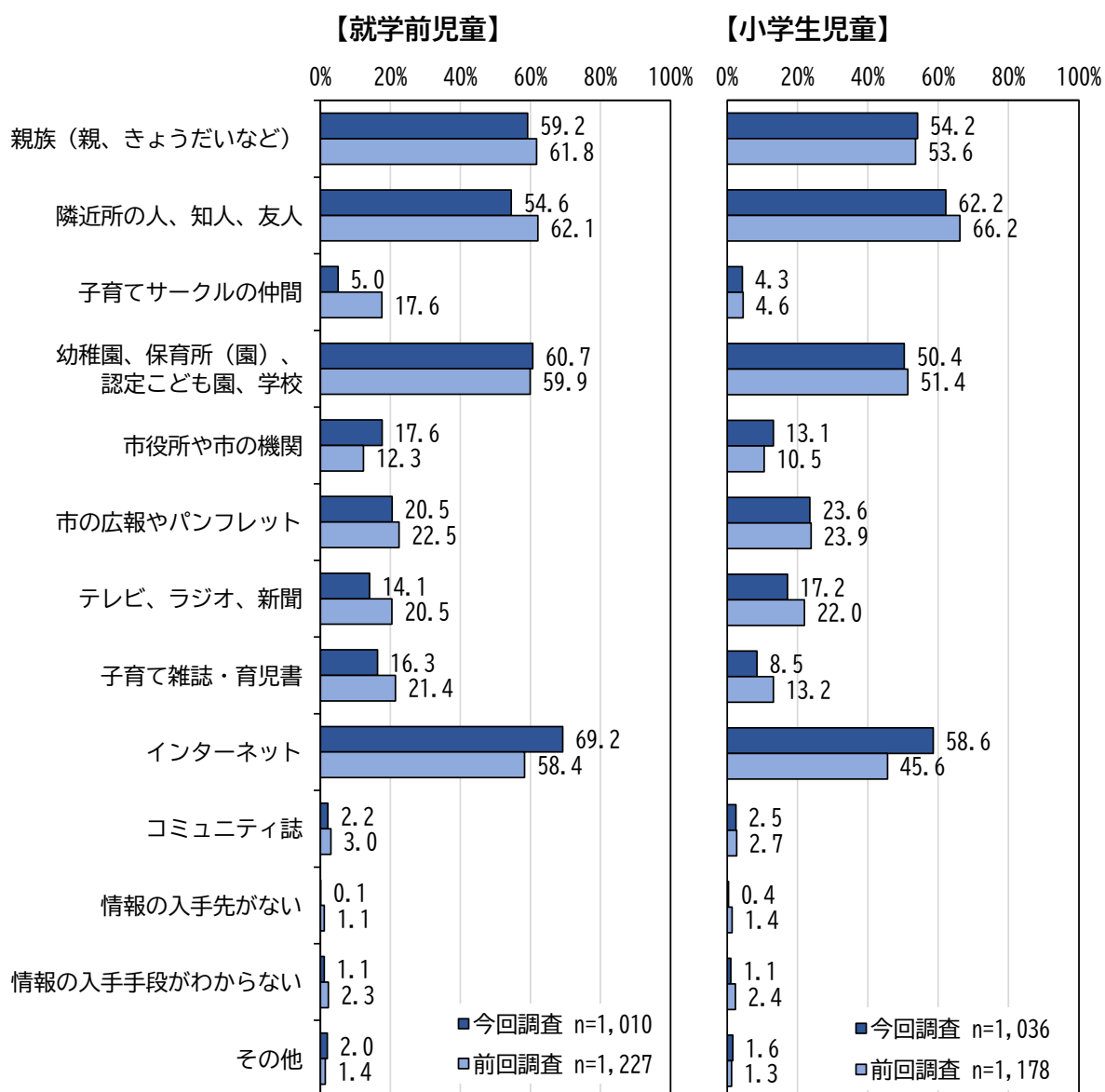
仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、就学前児童、小学生児童ともに、「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」が上位3位に挙げられています。

仕事と子育ての両立では、子どもの急な体調の変化などに対応できるサポート体制や、柔軟な働き方によるワーク・ライフ・バランスを充実、そして子どもとの時間を確保できる環境が求められています。



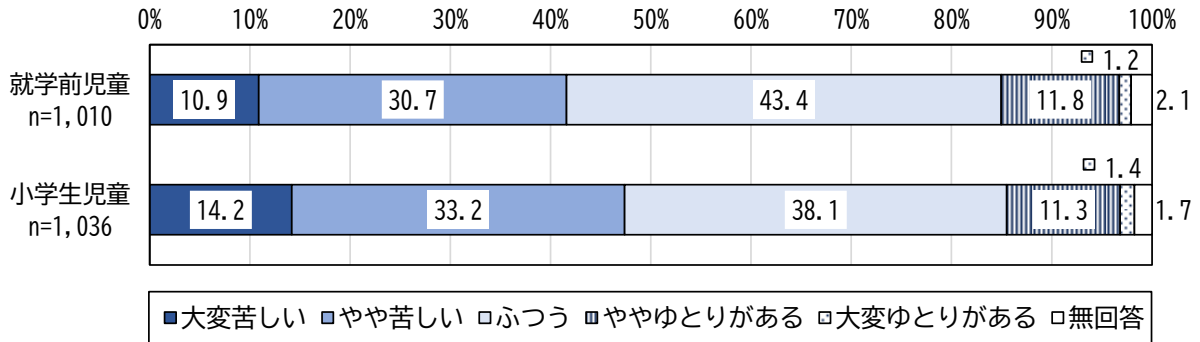
(12) 子育てに関する情報の入手先（就学前児童調査／小学生児童調査）

子育てに関する情報の入手先について、「インターネット」をみると、就学前児童、小学生児童ともに、前回調査と比べて割合が大きく増加しています。インターネットは多様な情報源を提供し、リアルタイムでの情報更新や相互交流など、保護者自身の状況に合わせて、様々な情報を得ることができる便利な手段となっています。子育てに関する情報の入手先には変化がみられることから、引き続き、インターネットを通じた情報発信のあり方を検討していく必要があると考えられます。



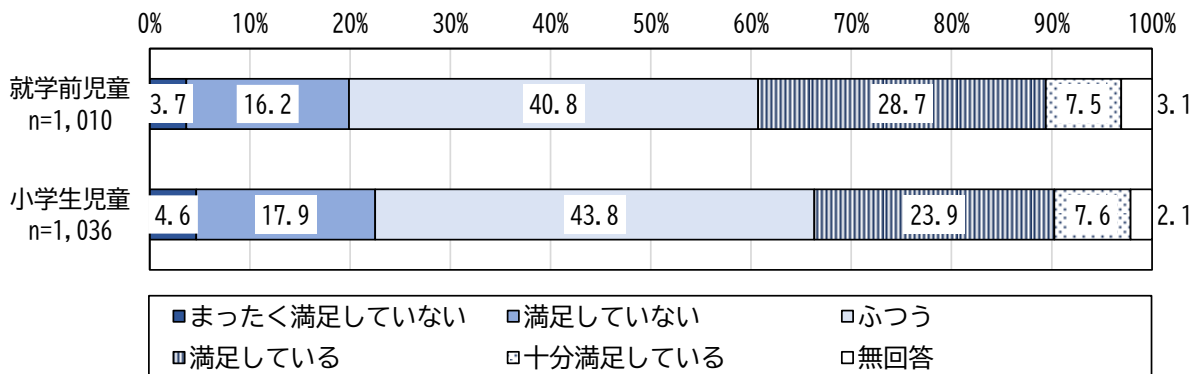
(13) 現在の暮らしの経済状況（就学前児童調査／小学生児童調査）

現在の暮らしの経済状況について、「大変苦しい」、「やや苦しい」の合計値をみると、就学前児童が約4割、小学生児童が約5割となっています。



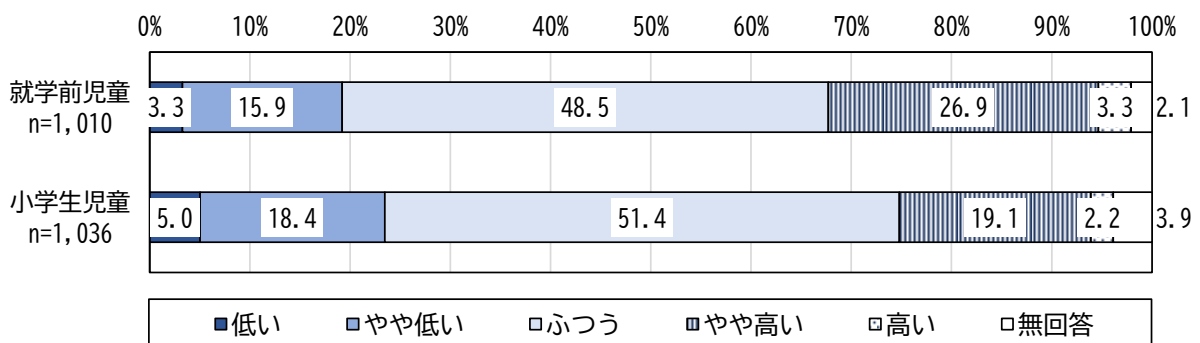
(14) 現在の暮らしの満足度（就学前児童調査／小学生児童調査）

現在の暮らしの満足度について、「満足している」、「十分満足している」の合計値をみると、就学前児童が約4割、小学生児童が約3割となっています。



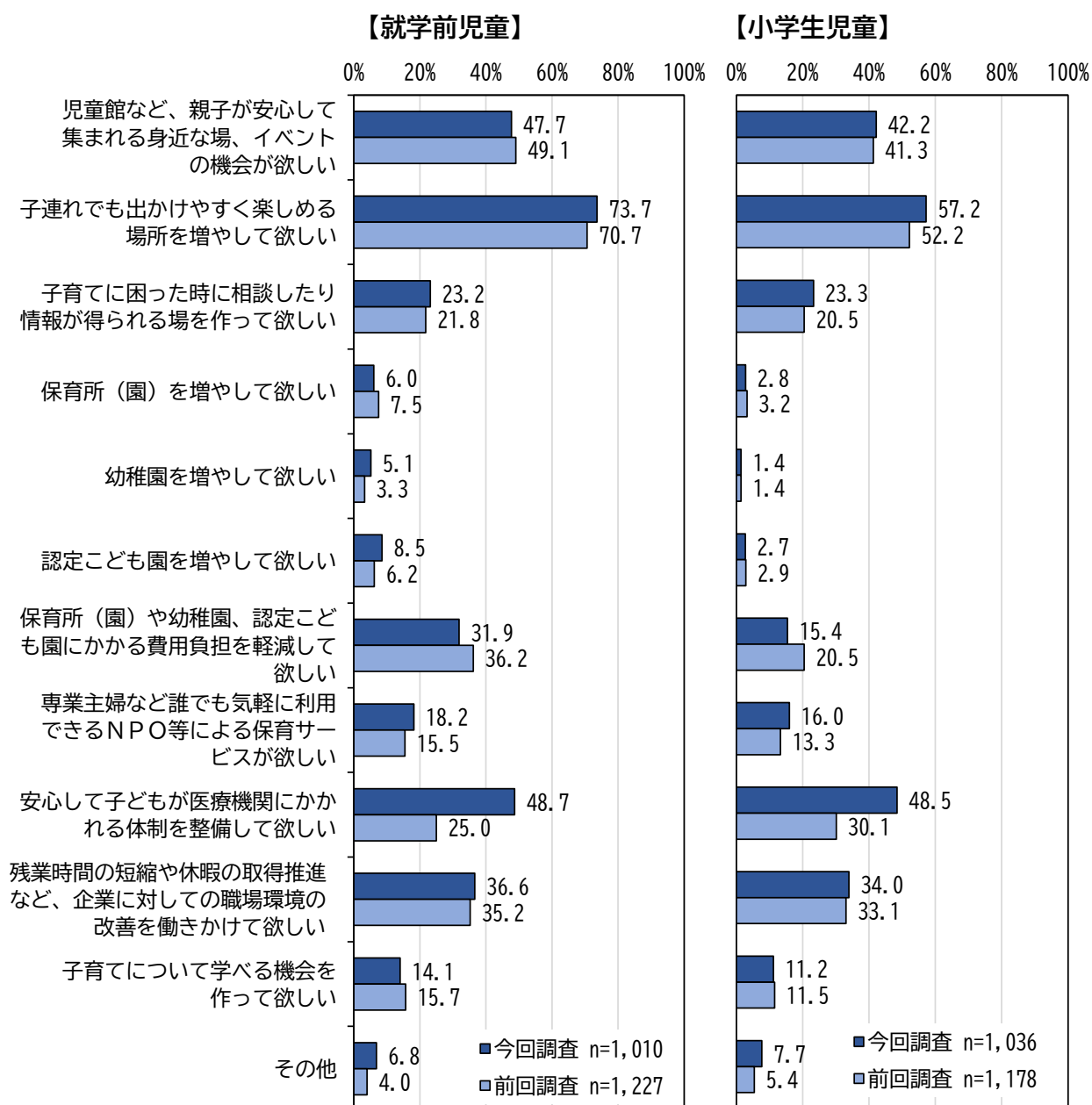
(15) 子育ての環境や支援への満足度（就学前児童調査／小学生児童調査）

子育ての環境や支援への満足度について、「やや高い」、「高い」の合計値をみると、就学前児童が約3割、小学生児童が約2割となっています。



(16) 市に期待する子育て支援（就学前児童調査／小学生児童調査）

市に期待する子育て支援は、就学前児童、小学生児童ともに、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が上位に挙げられています。特に、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」割合は、前回調査と比べて大きく増加しています。この結果は、子育て環境を取り巻く医療資源の変化が、調査結果に大きく影響したものと考えられます。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

基本理念は、第2期計画を継承します。

基本理念
子育てをみんなで支えあい
笑顔あふれるまち “あさひ”

第2節 基本的視点

基本理念に基づき、第2期計画を継承した次の3つの視点で、第3期計画を推進していきます。

基本的視点

基本的視点1 家庭の育てる力を高める基盤づくり
基本的視点2 子育てを支える地域づくり
基本的視点3 子どもが健やかに育つ環境づくり

第3節 基本目標

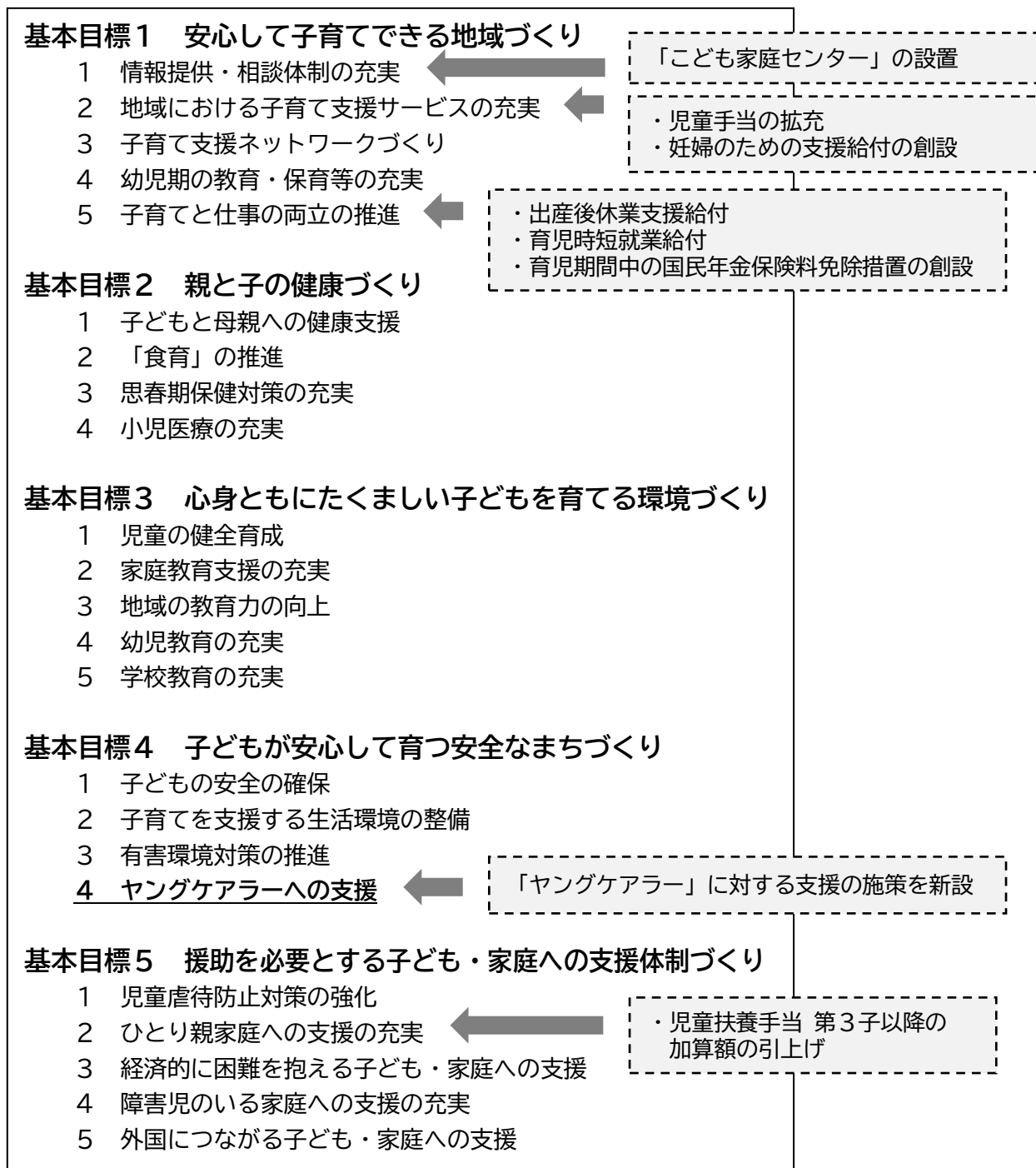
第2期計画の基本目標を継承することを基本とし、国から示された基本指針等を踏まえ、適宜、見直し・修正します。

基本目標

基本目標1 安心して子育てできる地域づくり
基本目標2 親と子の健康づくり
基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり
基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり
基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

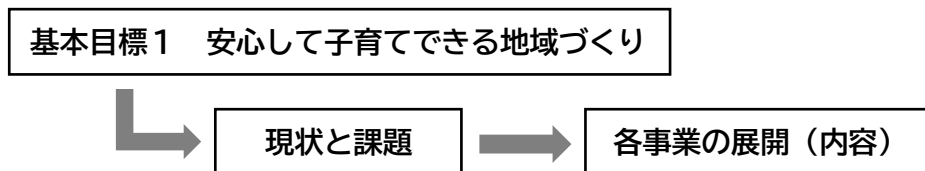
第4節 施策の体系

第2期計画の施策体系を継承し、国の基本指針を踏まえて、追加等が必要な項目について検討していきます。



第4章 施策の展開

基本目標の下、展開される施策・事業について記載します。



第5章 子ども・子育て支援事業計画の展開

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育の量の見込みと提供体制の確保」、「子ども・子育て支援給付」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」について記載します。

- 経営情報の継続的な見える化の実現
- 「地域子ども・子育て支援事業」に追加される3事業
 - ・こども誰でも通園制度（令和8年度より全自治体で実施）
 - ・妊婦等包括相談支援事業
 - ・産後ケア事業